

博物館資料の利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松戸市立博物館管理運営規則（平成5年3月26日松戸市教育委員会規則第3号）に定めるもののほか、松戸市立博物館（以下「博物館」という。）の博物館資料（博物館法（昭和26年12月1日法律第285号）第2条第4項に規定する博物館資料をいう。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別利用の申し込み)

第3条 資料を学術上の研究等のため特に利用しようとするものは、博物館資料特別利用申込書（様式第1号）を提出し、博物館資料特別利用承認書（様式第2号）の交付を受けるものとする。この場合において、対象の資料が寄託資料であるときは、所有者の承諾書を合わせて提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、利用しようとする資料が博物館が所有し若しくは著作権を保有する写真資料等又は映画の著作物の場合は、写真資料等特別利用申込書（様式第3号）又は映像資料特別利用申込書（様式第4号）を提出し、写真資料等特別利用承認書（様式第5号）又は映像資料特別利用承認書（様式第6号）の交付を受けるものとする。

3 特別利用の承認を受けたものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認書に記載された目的以外の用に供してはならないこと。
- (2) 承認書に記載された事項を遵守すること。
- (3) 出版物等に掲載する場合は松戸市立博物館所蔵の旨を明示し、博物館（寄託資料にあつては博物館及び資料の所有者）に当該出版物等を1部寄贈すること。
- (4) 利用にあたっては、博物館職員の指示に従うこと。
- (5) その他必要と認める条件。